

町営住宅入居者募集(田原第2・島田・広崎第2・馬水・安永・市ノ後第2)

| 募集住宅の概要 | | | | | 入居資格 |
|------------------------|------|----------|------|--------------------|------|
| 木造平屋建て | | | | | |
| 団地名 建築年度 戸数 間取り 家賃 | | | | | |
| 田原第2団地 | 平成30 | 1戸 1階 | 2LDK | 23,200~ 34,500円 | |
| 島田団地 | 平成31 | 2戸 1階 | 2LDK | 23,300~ 34,700円 | |
| 鉄筋コンクリート造5階建て エレベーターあり | | | | | |
| 団地名 建築年度 戸数 間取り 家賃 | | | | | |
| 広崎第2団地 | 平成31 | 1戸 2階 | 3LDK | 28,600~ 42,500円 | |
| 馬水団地 | 平成31 | 1戸 2階 | 2DK | 19,900~ 29,700円 | |
| 安永団地 | 平成31 | 1戸 5階 | 2DK | 19,900~ 29,700円 | |
| 市ノ後第2団地 | 平成31 | 1戸 1階 | 3LDK | 28,500~ 42,500円 | |

- 複数団地(住戸)の重複申し込みはできません。
- 家賃は入居する世帯の要件や間取り(部屋の広さ)によって決まります。家賃の他に共益費が必要で、団地会や自治会で徴収します。
- 入居時に敷金(家賃の3ヶ月分)の納付が必要です。

- 町に居住(住民登録)しているか勤務している人(平成28年熊本地震発生時に町内に居住していて、町外へ転出した人を含む)
 - 夫婦か親子を主体とする家族(婚約中含む)。申込期間最終日に満60歳以上の人や、身体障害者手帳などを有し等級などの要件を満たしている人は単身入居も可
 - 申込者と同居者の合計年間総所得が、公営住宅法に定める月額所得(158,000円、裁量階層^{*}は214,000円)の収入基準額以下であること
 - 住宅に困窮していることが明らかであること(益城町営住宅に入居している人、持ち家がある人は不可)
 - 地方税などの滞納がないこと
 - 申込者、同居予定の親族が暴力団員でないこと
 - その他、入居要件を満たしていること
- ^{*} 60歳以上と18歳未満のみで構成される世帯、未就学児がいる世帯、障がい者(等級要件あり)がいる世帯など

申込書配布・申し込み受け付け

期間 11月1日(金)~22日(金)の平日

午前8時30分~午後5時

その他 書類は、申し込み窓口で配布している他、町ホームページからダウンロードできます。



申込・問 益城町営住宅管理センター ☎ 285-7850

人権擁護委員にご相談ください

人権擁護委員はいつでもあなたの相談に応じます。

人権擁護委員の仕事

- 法務局の常設相談所や町の特設相談所で、面談や電話による人権相談に応じる
- 一人一人の人権意識を高めるため、さまざまな人権啓発活動を行う
- 人権を侵害されたなどの相談があった場合は、法務局の職員と協力して人権侵犯事件の調査に携わり、当事者の利害・主張の調整を行うなど、事案の円滑な解決を図る

町内の人権擁護委員

本田龍子(市ノ後)

堀内敦子(広崎4町内)

清水志保美(広崎2町内)

滝川朋子(小池秋永)

林田由里子(福富)

藤岡卓雄(北向)

後藤奈保子(南)

谷川淳子(下寺中灰塚)

問 福祉課 人権対策係 ☎ 289-1400